

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

本宮市長 高松 義行



1. 協議を設けた区域の範囲

長屋地区（長屋地区営農改善組合）[更新]

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 63経営体

4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農業所得者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

長屋地区営農組合では、管内の農地の出し手希望者からの農地を受け入れすることを相談し、認定農業者並びに中核的担い手者において土地の集約化を目指し、担い手の経営効率化を図り、地区農業を維持する。

また、「人・農地プラン」への取り組みが3年目となり、ライスセンター建設に向けて、行政から受けられる支援等を踏まえながら設置に向けた検討を進めていく。